令和5年度第6回鹿児島海区漁業調整委員会 議事録

1 日程等

- (1) 日 時 令和5年12月18日(月)午後2時55分から午後4時11分まで
- (2) 場 所 県庁18階 特別会議室
- (3) 出席者 次のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
 - ⇒ 原案の通り制限措置等を定めることを適当とする旨答申することを決 定。
- (2) 鹿児島県資源管理方針の変更について (諮問)
 - ⇒ 原案の通り資源管理方針を変更することを適当とする旨答申することを 決定。
- (3) まあじ及びまいわし対馬暖流系群,かたくちいわし対馬暖流系群,うるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における県知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
 - ⇒ 原案の通り漁獲可能量を定めることを適当とする旨答申することを決 定。
- (4) まあじ、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について(報告)
 - ⇒ 意見なし。

令和5年度 第6回鹿児島海区漁業調整委員会

日時:令和5年12月18日(月) 午後3時~

	日時:令和5年1	2月18日 (月) 午後3時~
区 分	氏 名	出 欠
\\dag{4}	〈会長〉	
漁	阿久根 金也	0
業	川畑 三郎	0
者	楠田 勇二	0
•	小﨑 春海	0
漁	迫田 洋則	0
業	〈会長職務代理者第1位〉	
従	重信 雅彦	0
事	田村 眞一	0
者	野村 敬司	×
≥	〈会長職務代理者第2位〉	
学	柳原 重臣	0
識 経	佐野 雅昭	0
験	西 一樹	0
中	肥後 正司	0
	前田 圭子	×
<u> </u>	前田 祝成	×
	出席 欠席	
	<事務局等>	
	職名	氏名
	事務局長(資源管理監)	脇田 敏夫
	事務局次長(技術主幹兼漁業調整係長)	森永 法政
	事務局書記(主査)	上今 達矢
	水産振興課漁業調整係 技術専門員	村田 圭助
	水産振興課漁業調整係 水産技師	山神 諒平
	水産振興課漁業監理係 技術主査	保科 圭佑

-令和5年12月18日(月)午後2時55分開会-

【開会】

○脇田事務局長

皆様、こんにちは。まず、資料の訂正をお願いしたいと思います。本日の出席者名簿で会次第の裏になると思いますけど、本日出席予定でございました野村委員が、急遽ご都合が悪くなったということで欠席の連絡がございました。

本日の出席は12名ではなくて11名となります。

それでは、定刻より若干早うございますけれども、ただいまから令和5年度第6回鹿 児島海区漁業調整委員会を開催したいと思います。

本日の委員は14名中11名の出席をいただいており、漁業法第145条第1項に定めます定数を満たしてございますので、本委員会は成立してございます。

それでは、注意事項になりますけども、発言する場合は挙手の上、議長の了承のもと、 マイクがお手元に届きましてからお願いしたいと思います。

それでは議長の方に挨拶と議事進行をよろしくお願いいたします。

○阿久根議長

こんにちは。汗をかくような半袖で仕事をするような日があったと思ったら、急に例年通りの寒さになってきました。この寒さに沿って、魚も海も例年並みに水温も下がって、ちゃんとなってくれればいいかなあと思ってるところです。令和5年の委員会も今日が最後となりました。今日は、資料はたくさんで分厚くなっておりますが、できる限り事務局においては簡潔に、また、委員の皆様方も、ご質問がある方は、この案件についてのみのご発言をよろしくお願いします。

他に言いたいことがあるときはその他でよろしくお願いします。

【議事録署名者の指名】

○阿久根議長

それでは、議事に入る前に、私から議事録署名者を指名するということでよろしいで すか。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

それでは、今回は田村委員と佐野委員にお願いいたします。

(「はい。」という声あり)

【議題1:知事許可漁業に係る制限措置等の公示について(諮問)】

○阿久根議長

早速議事に入ります。議題1は知事許可漁業に係る制限措置等の公示についてです。 これは諮問事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

○水産振興課(村田技術専門員)

はい。漁業調整係の村田です。座って説明させていただきます。それでは、議題1につきましてご説明いたします。資料の1となります。

本議題は諮問事項でありますので、まずは1ページの諮問文を読み上げさせていただきます。

一諮問文一

水 振 第 6 9 3 号 令和 5 年12月15日 (水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

併せて,漁業許可の有効期間について定めたいので,鹿児島県漁業調整規則第15条第 2項の規定により,貴委員会の意見を求めます。

○村田技術専門員

2ページをお開きください。まず、もじゃこ漁業についてです。もじゃこ漁業については、ブリ養殖用種苗の稚魚を採捕する漁業であり、過剰な採捕は資源管理上の問題がある他、過剰な稚魚の供給はブリの生産・出荷に直結することから、需要と供給のバランスを考慮して採捕を行う必要があります。

このため、採捕する稚魚の量について、本県を含む関係各県で現在調整を行っているところでございます。

制限措置については、操業区域については県沖合一円、操業期間は3月1日からと漁業者団体の希望に沿うように設定しております。トン数・馬力数については定めなしです。漁業を営む者の資格は、許可を受ける者の要件となっておりまして、本県では受給双方の漁協との間で需給契約を結ぶことを義務付けており、また、採捕を行う漁協は、採捕者である漁業者と納入契約を結ぶこととしておりますので、そのことを記載してございます。

番号の2は、大分県漁業者に対する制限措置となっております。大分県漁業者の操業については、鹿児島・大分の両県漁業者団体の間で操業協定を締結しており、本県漁業者におけるもじゃこ漁業終了後に、大分県漁業者が本県海域でこれを操業することとしております。

(2)の申請期間については記載の通りでございます。(3)の許可の有効期間については、令和6年3月1日から同年7月31日までとしており、調整規則では1年としているところ、許可期間を短縮しているところでございます。

短期許可の理由については、(4) に記載の通りでございまして、稚魚を採捕する漁業であり、過剰な採捕は資源管理上問題であることと、本県海域への来遊についても限定されることから、これらを踏まえて短期許可とすることとしております。

なお、もじゃこ漁業の短期許可については、今後も含めて同様に取り扱う予定なので、 併せてご了承いただきたいと思っております。

続きまして、資料の3ページです。機船船びき網漁業について、これまでの委員会においても状況報告させていただいた八代海における操業区域拡大要望への対応となります。

今回許可を行うにあたり、(1)の制限措置の操業区域に、東町漁協の場合、中段の下、

北さつま漁協は最後の方に、「及びその沖合」という言葉を追記しております。

その他の内容につきましては、本年2月に行った一斉更新の内容の通りでございます。

(2) の申請期間については、令和6年2月20日から同月29日までとしております。

今回の諮問で、委員会でご了承いただければ、年明け以降、要望のあった漁協・許可 予定者へ説明を行い、後ほど説明する誓約書の内容等を遵守できる者のみに漁業許可申 請をしていただく予定としております。

(3) の許可の有効期間については、許可日から1年間としております。(4) に記載の通り、当該海域の水面の総合利用を図る上で必要となる課題や、操業状況等をしっかりと確認しながら、その後の許可内容等を判断したいと考えていることから、短期の許可としております。

資料の8ページをお開きください。操業区域の図を示しております。

斜線部分が制限措置の操業区域に記載している,「及びその沖合」としている区域で ございます。

資料の9ページをお開きください。誓約書を示しております。誓約書の1つ目に、操業位置や漁獲量、周辺での操業状況等を操業日誌として報告することを記載してございます。操業日誌の様式については、次の10ページに示しております。

誓約書の2つ目に、「その沖合」の区域とする点の座標を示しております。この2点を結ぶ以西の八代海が当該海域であることと、このラインを越えて操業が確認された際は検挙の対象とすること、また、ラインを越えた操業が現認された際は、従来の許可内容に戻す旨を記載しております。

3つ目については、許可期間について1年間の許可とし、その後の許可については状況を総合的に考慮して判断することと、他県において漁業調整が必要な事案等が発生した際は、制限措置の内容を見直すこととしていることを記載しております。

少し厳しい内容となっておりますが、県境が確定していない入り合い海域での操業である点を十分に踏まえて、隣県への配慮も行いつつ、当該海域の利用が支障ないことを 少しずつ積み上げていきたいと考えているところでございます。

続きまして、3番のかご漁業については、担当の上今より説明いたします。

○上今主査

よろしくお願いします。資料は4ページです。かご漁業の一斉更新に伴う制限措置の 内容になります。

まず、かご漁業につきましては、4種類ございまして、ふぐかご漁業、いかかご漁業、 雑魚かご漁業、ばいかご漁業の4つがあります。

4ページの上から見ていきます。まず、ふぐかご漁業についてです。操業区域については記載の通りでございまして、今回更新には17隻を記載しております。

いかかご漁業につきましては、操業区域など記載の通りでございまして、1隻となっております。

雑魚かご漁業につきましては、4ページ中段から5ページ、6ページの中ほどまで続いておりまして、それぞれ隻数合わせますと総数で25隻となっております。

ばいかご漁業につきまして、操業区域などについては記載の通りでございまして、合計で4隻の更新となっております。申請すべき期間は1月中を予定しております。

かご漁業につきましては、参考までに11ページ以降で漁法のイメージ図を添付しておりますのでご参考にされてください。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿久根議長

ただいま,執行部より説明が終わりましたが,この3件におきまして,委員の皆様方からご質問,ご意見ございますか。

○重信委員

はい。

○阿久根議長

はい, 重信委員。

○重信委員

この大分のもじゃこ分も、今諮問しなければいけないんですかね。もじゃこの協議会の中で決まってからでいいんじゃないんですか。

○阿久根議長

執行部。

○村田技術専門員

はい。資料の2ページの(2)に申請すべき期間として鹿児島の場合は2月9日から、大分は2月14日からということで示しております。

漁業の許可の期間についても、鹿児島・大分ともに3月1日から7月31日までとしておりまして、その間で鹿児島県の漁が終了した後に、大分県が入漁するということになっておりますので、こういった形で制限措置を設けているところです。

○重信委員

まだ確定ではないんですけど、もじゃこの方々から、この大分県の漁はどうなのっていう意見もちょっと耳に挟んでるんですけど、やっぱり県としてはここに記載しておかんと都合が悪いんですかね。

○阿久根議長

はい,執行部。

○村田技術専門員

許可を行うに際しては、制限措置のこの内容について公示をしないといけないということになっておりますので、鹿児島県の漁が終わってからまた委員会を開いて答申をいただいて公示するとなると、漁の期間が過ぎ去ってしまいますので、今回、大分県も鹿児島県も一緒に委員会にお諮りして、制限措置の内容等を定めた上で、公示をするという形にしております。

○重信委員

いや、私としては、もじゃこ漁をされる方々が納得した上のことであれば何もないんだけど、その辺りはどうですかね。

○阿久根議長

いいですか。多分, 重信委員が言いたいことは, この大分県に鹿児島県の後に採らす ことをちゃんと承諾を得てしているのかという意味ではないでしょうか。

重信委員

ここに入っていると,(業界が承諾する前に)県が承認してしまっていることにならんのかな。今から年が開けてから,もじゃこの会議があるから。

○阿久根議長

これに関しては、田村委員。すみませんが、この件につきましては採捕組合とかん水の総会の時に僕もいたんですけど、大分県には今年も採らせるっていうことがもう決まっての話なんですかっていうことを多分言ってます。

はい。田村委員。

○田村委員

決まってるというか,もうこれはそうせざるを得ないっていう形なんですよ。 というのも昔をたどれば,大分が鹿児島県の許可外で密漁してて漁場も荒らされると。 そうじゃいかんということで,鹿児島が終わってからという約束のもとで取り組んだ 企画なんですよ。 もしも、その違反があれば、絶対にもうこの鹿児島が終わってからの許可も駄目と。 それで20マイル以内(正確には15マイル以内。以下同じ)で操業させてくれと言って きているが、それも却下ですよ。

もう20マイル沖で採れというそういう決め事で認めているわけだから。この間もかん 水の話し合いがあったんですよ。それは断固としてそのままでいきますと、そういう話 でした。以上です。

○重信委員

去年の終漁では認識の違いで、鹿児島県が終わってからというのは、大まかに終わってからっていうふうに捉えられたっていう事案があったんですよね。

鹿児島県が終わるっていうのは、鹿児島県の漁業者が全部終わってからというふうには田村委員、そういう決め事は、また、もじゃこの会議の中でできるんですかね。

○阿久根議長

暫時休憩します。

一休憩一

○阿久根議長

再開しますが、県は何か言うことはありますか。 はい、執行部。

○村田技術専門員

先ほどの大分県の入漁の話については、鹿児島県の生産団体と大分県の生産団体、それと鹿児島県、大分県の行政、水産庁、あと県漁連も入っていただいて、協定という形で、鹿児島の漁が終わった後に、大分県が入ってくるという協定を結んでます。

その許可のタイミングについては、今回、漁が終わった後に、生産団体や採捕団体との色々な話の中に同じような意見が出てきて、その取り扱いについては皆さんに確認をしましたので、会長がおっしゃるように最終的には県がきちっと判断するということで話をしているので、そのような形で進めていきたいと考えております。

○阿久根議長

よろしいですか。

○重信委員

はい。

○阿久根議長

確認ですが、わかりやすく言うと、各漁協が契約を結んで、5万10万って契約を結んできますよね。それで買う。単協と契約した相手方はみんなバラバラ違うところも重なるところもあるけど、欲しいサイズや欲しい時期は、その契約者と契約者の間で、色々ばらつきがあるわけじゃないですか。

小さくてもいいから早く採ってくれ、1日でも早く入れてくれというところもあれば、 そんな小さいのはもういらんから大きいものをくれと。最初の小さいのは、餌づけして も歩留まりが悪いし、ましてや網目の制限、漁船の制限は水産庁の決まりでは、定めな しで、船の総トン数も定めはない。

例えば、定めがないってことは100トンでもやれるということ、馬力制限もないという ふうにはなってますが、鹿児島県では、私が覚えてる限りでは、鹿児島県のこの委員会 の中で、従来通り26節以下は使ってはならない、それから、トン数は10トン未満という ことをここの場で決めたのをはっきり覚えてるんですよね。

法的には無制限になってますが、鹿児島県は網目、トン数、船の制限はかけたつもりでありますが、鹿児島県は各単協ごとに契約を結んでて、その人たちの漁が終わってか

らでないと、大分県にそこまで義理立てする必要はないんじゃないかというのがこの前 の生産協、かん水を含めた中での意見だったと思うんですね。

鹿児島県のすばらしい財産・資源を大分県が後から採って、やっぱり、それだけ価値 が鹿児島県の価値も下がるし、ぶり・はまちが大量に出回って養殖業者を圧迫する原因 にもなるんじゃないかということで、すごく忌憚のない活気ある意見が皆さんから出た と思うんですね。

そういうことがないように、鹿児島県のみですので、鹿児島県のわがままを言ってはならないけど、常識ある数字の中で、漁協が納得した中で、県が許可を出すんだから、ここで県が委員会を開いて許可数114というものをうたって、県が県知事の名前で出すわけですから。民間の2団体の長にお伺いを立ててするようなことはないようにしないと委員会の価値も県庁の価値もなくなりますので、よろしくお願いします。

はい。資源管理監。

○脇田資源管理監

ただいま会長から話がございましたけれども、大分県の入漁の件は、先ほど村田の方から話がありました通り、鹿児島県の採捕団体と大分県の採捕団体との協定の中で、今のような取り組みをされて、それに鹿児島県、大分県、水産庁と県漁連が立ち会うという形で協定が結ばれております。その協定を結んでいる各団体の中で、よく協議していくべきものと考えます。

網目,トン数の規制の件は,委員会の協議の際に,私はいなかったのですが,議事録を確認する限り,2回協議を行っておりまして,1回目の協議においては,そのような意見がありましたが,2回目の協議ではその中で内容を見直して取扱方針の協議をしております。網目などの規制はその業者会の申し合わせ事項によりなされているものと認識しております。県の取扱方針では網目等の規制は行っていないことを申し添えます。以上でございます。

○阿久根議長

暫時休憩します。

一休憩一

○阿久根議長

再開いたします。他に委員の皆様方からご意見ご質問ありますか。 はい、柳原委員。

○柳原委員

バッチ網の東町漁協の方の操業区域なんですけど、これは今まで議論してきた県境付近の関係のような気がするんですけど、ちょっと区域の方がはっきりわからないもんですから、8ページの操業区域図からすれば、従来区域に、この斜線している三角の区域をここまで含むということなんだと思うのですが、教えてください。

○村田技術専門員

はい。今、委員がおっしゃった通り、従来の区域というのが、これは東町漁協の場合ですけど、太い線で示しております。それに点アと点イがございまして、その線を結んだ線より以西、長島寄りの方の三角の部分が「その沖合」という形で該当する区域になります。

これは、ちなみに要望があったのは、点イと点アの少し上、角の部分を結んだ線の三角だったんですけど、この点アと点イを結んだ線の延長上には、その先のツヅラジマがございまして、そのラインを結ぶところが鹿児島県の主張する県境ラインですので、そのラインを基準としているところでございます。

○柳原委員

わかりました。ただ操業区域の書きぶりですけど、3ページの共同漁業権だけが範囲内で操業するような読み方しかできないような気もするんですけど、沖合区域についてはどう見たらいいんですかね。「その沖合」と書いてるから、含まれるという見方でよろしいんですかね。

○村田技術専門員

はい、そのような形にしております。

○阿久根議長

よろしいですか。

○柳原委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

○阿久根議長

ここにも書いてある通り、条件に抵触しないように県からも指導してもらって、トラブルにならないように。それでは、他の皆様方からご意見ございませんか。

ないようですので、議題1の知事許可漁業に係る制限措置等の公示については、原案 の通り定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

では、そのように答申することといたします。

【議題2:鹿児島県資源管理方針の変更について(諮問)】

○阿久根議長

議題2は鹿児島県資源管理方針の変更です。これも諮問事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

○水産振興課(保科技術主査)

はい。水産振興課の保科です。資料に基づいて説明いたします。座って説明させてい ただきます。

鹿児島県資源管理方針の変更についてということで,諮問事項ですので1ページ目の 方に諮問文をつけております。読み上げさせていただきます。

一諮問文一

水 振 第 6 7 2 号 令和 5 年12月 7 日 (水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

鹿児島県資源管理方針の変更について(諮問)

このことについて、鹿児島県資源管理方針を変更したいので、漁業法第14条第4項及び同条第10項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

○保科技術主査

2ページ目をお願いします。

2ページ目の1番,変更理由について説明します。平成30年12月の漁業法改正に伴い、 県が作成する資源管理指針に基づき、漁業者さんの自主的な資源管理措置を記載した資 源管理計画という体制がこれまでありましたが、これを令和5年度末までに県資源管理 方針に基づく資源管理協定に移行する必要が生じました。

この資源管理協定というのは、これまでの計画と同様に、漁業者さんが自主的に行う 資源管理措置を記載したものでして、この協定に参加し、そして、協定に書いてある事 項を履行することが、漁業収入安定対策事業、通称積立ぷらすですが、こちらの加入要 件になります。

この内容については、8月開催の委員会においても、魚種の追加について諮問をさせていただいたところですが、今回はさらに魚種を追加するということでお諮りするものでございます。

変更内容については、中段の表をご覧ください。国の別紙と県の別紙には関連がございますので併記しております。

まず、1番上、国の別紙の2番及び県の別紙の1番は、特定水産資源、いわゆるTA C魚種が記載されております。現行はまあじ、さば類、くろまぐろ等の6魚種が記載されておりますが、これに令和6年1月からTAC管理が開始されるかたくちいわし、うるめいわしが追加されまして、合計8魚種となる予定です。

続いて、国の別紙の3番、県で言うところの別紙の2番については、特定水産資源以外、かつ、国際資源であり、国全体として漁獲上限は定められていないものの、日本の漁業の主対象として管理が必要なものということで、現行の方針では、かつおからびんながまでの4魚種が記載されておりますが、ここにめかじきを追加しまして、5魚種とする予定です。

続いて、県の別紙の3番、こちらは特定水産資源でもなければ、県の別紙の2番にも入らないものということで、現在はまだい、ひらめ等の12魚種が記載されております。

こちらにすじあら等の26魚種を追加するんですが、現行の12魚種については、別紙の1番に今回移りますかたくちいわし、いるめいわしも含まれていますので、足し算としては現行の10魚種に、26魚種が加わって合計36魚種となります。

これで本県の資源管理方針には49魚種が記載される予定となります。

具体的な魚種一覧についてお示ししますので、5ページをお願いします。

5ページに表が幾つかあると思いますが、まず1番左上に別紙の1に記載される魚種が記載されております。

既存は1-1のまあじから1-6のまさば及びごまさばまでの記載がありましたが,ここに網掛けになっている1-7かたくちいわし,1-8うるめいわしが追加されます。右に移りまして,中央の別紙の2の魚種,こちらには2-1から2-4までありましたが,2-5にめかじきが追加されます。

その下の別紙の3魚種(国の資源評価あり)というものについては、まだいからぶりまで記載がありましたが、3-4及び3-5のかたくちいわし、うるめいわしが移動しましたので、番号の変更があるのと、3-11及び3-12のすじあら、まかじきが追加されました。

そして、1番右側の別紙の3魚種(国の資源評価なし)というものに、3-13のあらから3-36のきんめだいまで追加するというような内容になっております。

では、それぞれ別紙でどういった記載をするかというと、資料の3ページの方にお戻りください。

資料3ページの3番、別紙に定める事項というところです。

(1) 別紙の1番,今回は、かたくちいわし、うるめいわしの場合ということで説明をさせていただきます。

まず、第1に特定水産資源の名前と、それが属する海域・系群名を記載します。

第2は知事管理を行う水域,期間,あとは管理手法等を記載します。

第3には知事管理区分への配分を記載するんですが、令和6年度は、具体的な数量が 与えられない期間となりますので、県全体で管理するということで、全量を知事管理区 分の配分という記載としております。

第4では、数量管理以外の管理方法を記載するんですが、かたくちいわし、うるめいわし、しらすは対象外となりますので、その旨を記載しております。

本格的なTACが開始されるまで3段階のステップを今回踏むことになりますので, 第5の資源管理のその他の重要事項についてはそのステップアップの管理について記載 をしております。

- (2) の別紙 2 については、ただいま説明しました別紙 1 の第 1 第 4 第 5 と重複しますので説明は割愛します。
- (3) の別紙3番です。こちらには第2に資源管理の方向性というものの記載がありまして、これがまず大きく2つに分けられます。
- (i)国の資源評価があるが、目標が定められていない場合です。ここで言う目標といいますのは、資源評価をした上で、それを達成するための目標とあるんですが、これが定められていると、いわゆるTAC魚種となります。

そのため、この(i)の目標が定められていないものについてはTAC魚種の一歩手前というような扱いです。

- ①, MSYベースでの目標案の検討が定められている魚種,こちらについては県の方針でいうとまだい等の6種が含まれておりますが,こちらには国が行う評価に対して,目標をちゃんと回復させますということを記載します。
- ②、MSYベースの目標案の検討がなされていない種については、資源評価はあるけれども、その目標の検討もされてないという魚種になります。こちらにはうまづらはぎ等の5魚種が記載されてますが、こちらには、国の資源評価において判断される資源水準、高位、中位、低位という3段階で評価されるんですが、こちらを県の方針が作られた5年後にあたる2029年までに中位以上に回復するということを記載します。

すじあらについては、この3段階での評価も記載がありませんので、CPUEの動向を増加傾向にしますといったことを記載します。

続いて、4ページ目をお願いします。

4ページ目に、1番上、③、WCPFCによるというものがありますが、今回、まかじきが国際資源になるんですが、国の方でも別紙の2番に記載されていない魚種になりますので、県も同様の扱いをしているところです。

書きぶりについては、国の方の評価で同じようなことが書かれておりますので、それ をそのまま模倣したような格好で記載をしております。

続いて, (ii)国の資源評価がない場合,こちらについては県で用いるデータをもって 記載をしました。

資源を現状の水準に維持するために、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、直近の10年間、2013年から2022年までデータを取りました。この10年間の平均値程度に維持するとしております。ただし、つきひがいについては、現在の漁獲体制が整ったのが直近5年間ということで、つきひがいのみ5年間の平均値を使っております。

第3,第4については記載の通りでございます。

具体的に方針の中でどういった記載をしているかということを説明させていただきま

すので、資料の21ページをお願いします。

21ページには、別紙の1-7とございます。アンダーラインが引いてる部分が今回の追加もしくは変更した事項になります。

第1には特定水産資源名として、かたくちいわし対馬暖流系群(体色が銀色のものをいう。)というふうにありますが、これは要はカエリより大きいものが対象ですといったことを示しております。

第2の管理手法等については記載の通りです。水域,期間,そして管理手法,報告の期限等が書かれております。

第3の配分基準については、全量を知事管理区分に配分する。

第4については、しらすについて、現行の漁獲努力量を増加させないように努めるといったことで記載をしております。

第5については、ステップアップ管理の1年目ということを記載しております。

22ページ目ですが、うるめいわしです。うるめいわしについても今説明したものとほぼ同様のことが記載してございます。

では、続きまして、別紙の2のめかじきについて、24ページをお願いします。

24ページの下の方、別紙2-5で水産資源名がめかじき(北西太平洋海域)というものです。

第2については、先ほど説明しました項目を記載しております。

第3については、なしとしております。

では、続いて別紙3です。国の資源評価があるけれども、目標についてはまだ検討段階というものの例として、25ページ目の別紙3-1のまだいで説明をいたします。

まだいについては、前回説明した内容と概ね変わっていないんですが、まず資源名があって、第2の方向性については国の評価について目標案の通り回復させますということを書いております。

第3については公的規制を遵守してくださいということと資源管理協定を作って, それを守っていただきますということを書いております。

第4については、なしとしております。

では、続いて、別紙3のうち資源評価があるけれども目標が検討されていないものということで30ページをお願いします。

こちらで言いますと、すじあらなんですが、3-11に記載がありまして、資源名があって、方向性についてはCPUEの動向を2029年までに増加させる。

第3については、公的規制を遵守するということと協定を作りますということを書いております。

第4の重要事項については、なしとしております。

続いて、国の資源評価がないものとしまして、31ページ目をお願いします。

31ページ目の3-13以降が、県の評価をもって記載をする部分になりますが、第1水産資源名をあら鹿児島県周辺海域としております。

方向性としましては、直近10年間の平均値を記載しております。

第3については公的規制を遵守させるということと資源管理協定を作りましょうということ,第4の重要事項については,なしとしております。

以降,同様の書きぶりがずっと続いておりまして,43ページ目以降に新旧対照表を添付しておりますので,後もってご確認いただければと思います。

では、今後のスケジュールについて説明いたしますので、4ページ目にお戻りください。行ったり来たりで申し訳ないのですが、4ページ目の4番、今後の手続きというところで、12月上旬から中旬にかけて各海区漁業調整委員会へ諮問をして参ります。11日に熊毛で、本日、鹿児島、明日の19日に奄美大島海区にて諮問をいたします。

それぞれ答申をいただきましたら、12月下旬には、農林水産大臣に変更承認申請を提出しまして、1月上旬には県の公報及び県のホームページで公表しまして、この県の資源管理方針の変更に係る手続きは一旦終了となります。

その後,各漁協さんが策定する資源管理協定の移行について,認定作業をどんどん進めていくといったことになります。以上で説明を終わります。ご審議のほど,どうぞよろしくお願いします。

○阿久根議長

ただいま,執行部より説明がありましたが,委員の皆様方からご意見,ご質問ございますか。

はい,重信委員。

○重信委員

このTACについては、まぐろはわかるんです。国際協定の中で。水産庁は何がしたいんですかね。ただ現状の把握をしたいんですかね。その意図がちょっと僕の頭では理解できないんだけど。漁民は減ってくる中、このTACを決めるって10年間の平均で決める中で、実情としては、今、養殖業者さんは生えさで非常に困ってるんです。価格が高騰して。それなのに、餌になるかたくちいわしとかのTACを決めると。これは漁民全体を苦しめるだけのことじゃないんですか。まぐろは漁獲高を決めて、それ以上が採れたら制限をかけるって実際にやってきてるんですよね。

あじ、さばについて、私もさばを釣ってますけど、まだ制限はかかってないんですよ。 こんな魚種をどんどんどんどん増やして、何がしたいんですかね。

やっぱりたくさん採れたら出荷を止めるんですかね。そこをちょっと教えてください。

○阿久根議長

はい、執行部。

○保科技術主査

はい、説明いたします。まず、なんでTACをしなきゃいけないのかという根本のところですが、水産庁としては、科学的根拠に基づいた総量での管理が最も資源を増やせるだろうという結論なんですね。

なので、日本の漁獲量ベースでいう8割については、どんどんその総量での科学的根拠をもって目標を定めた上で全体の数を管理するというゴールの部分の管理を行うことになります。今までは漁獲努力量を落とすほうの管理でした。操業日数を月5日休漁したりとか、目合を規制したりとか、そういったスタートの部分の管理だったのが、科学的根拠を持ったゴール部分での管理に切り換えていくというのが水産庁の考えですね。

○重信委員

はい、いいですか。科学的ってどう科学的なのかな。実際、僕はこないだから言ってますけど、漁業者が魚がそこにいるのに採れないって、マグロのことを例にしても、売らないでまぐろだけ逃がせって言ったって無理なんですよ。

漁業者が魚がいるのに採れなくて、商売ができない。こんな矛盾したことないですよ。 TACを科学的って水産庁は机の上で科学的っておっしゃいますけど、それに現場が 従わないといけないんですかね。

我々漁業者は高齢化が進んで、もうあと10年20年したら漁業者は半分になります。 その中でTACを決めて、10年後20年後まで科学的根拠で今辛抱しなさいっていうの は非常に僕は矛盾してるって思うんですけどね。

○阿久根議長

はい,執行部。

○保科技術主査

はい。重信さんもさばを漁獲されるからよくご存知だと思うんですけど、去年の3月

頃、長崎沖・福岡沖で大量にさばの魚群が形成されました。

水産庁としては、当初に決めたTAC通り管理するからもうこれ以上採っては駄目だと。ただ、明らかに現場と水産庁の持ってるデータに誤差があったんじゃないかと今も言われてます。

それの検証については今も進められてるところで、おっしゃるように科学はまだ万能 じゃないんですよ。

明らかに年度当初で決めたのでずっとそれが正しいのかっていうと, おそらくそうではない。

なので、今どんどんそのTACのあり方ってのはそれでいいのかっていうのを各県が 疑問視をし始めていて、県を超えてTACのあり方検討会というのも今後進められてい く方向なんですよ。

その中でやはり提案がなされるところが期中改定です。年度当初に決めたTACだけでずっと走るんじゃなくて、ある程度採れたところで、今年はやっぱり上振れしてるんじゃないか、下ぶれしてるんじゃないかと。れを考えてTACを配分していくってのはおそらく必要になってくるので、委員のおっしゃる考え方を今後どんどん制度に反映させていくべきだと思っているので、引き続き国とはまた語りながら進めていきたいと思ってますので、よろしくお願いします。

○阿久根議長

他にご意見、ご質問ありますか。基本的に漁業者が黙ってても半減する中で、同じ漁 法で同じ規模をやってたら、おのずと漁獲も半分しかなくなり、それだけを見て資源量 が減っていると判断して。

だからTACで資源管理して、10年、30年、50年、100年後に後世に豊かな海を残そうというのが水産庁が考えることだと思います。

今,重信委員がおっしゃられたような意見は、この前も申しましたように水産庁を交えた福岡での会議の中では、もう言葉を崩して激しい意見がどっからも出て、まだいについても出ましたし、ここにいわし類が出ておりますが、今まだちりめんも入っておりませんが、何かよくよく見てみると、ちりめんもこの中に密かに書かれておりますよね。

この上では、かたくちいわしのしらすは対象外のためと書いてますが、下ではしらすも載ってますよね。やっぱり水産庁は全てのものに網をかけていくようで、どういうデータをもって資源管理の基礎のベースを持つのか、本当に机の上だけで考えると思います。県に言ったら、会議の中では公務員の立場を忘れるぐらい一生懸命戦ってきてるのを私も見てますので、ぜひこの意見をまた水産庁へ出すときには漁業者の声を届けるようによろしくお願いいたします。ほかに皆様方からご意見ございますか。

それでは、ないようですので、議題2の鹿児島県資源管理方針の変更については原案の通り、鹿児島県資源管理方針を変更することが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

それでは、そのように答申することにします。

【議題3:まあじ及びまいわし対馬暖流系群,かたくちいわし対馬暖流系群,うるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における県知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)】

○阿久根議長

議題3はまあじ及びまいわし対馬暖流系群,かたくちいわし対馬暖流系群,うるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における県知事管理漁獲可能量の設定についてです。これも諮問事項です。県執行部から説明をお願いいたします。

○水産振興課(保科技術主査)

はい。資料3に基づいて説明いたします。こちらも諮問の内容ですので、1ページ目 に諮問文をつけております。読み上げさせていただきます。

一諮問文一

水 振 第 6 6 5 号 令和 5 年12月 7 日 (水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

まあじ及びまいわし対馬暖流系群,かたくちいわし対馬暖流系群,うるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における県知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

このことについて、別案のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法 第16条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

○保科技術主査

それでは2ページ目をお願いします。

まず、1番の概要ですが、令和5年11月9日付で農林水産大臣から令和6管理年度、 今説明する魚種で言いますと、令和6年1月から12月末までが漁期の対象となりますが、 この管理年度における都道府県別の漁獲可能量の当初配分の通知がありましたので、知 事管理区分に配分するという内容となっております。

- 2番、知事管理漁獲可能量の設定ということで、まあじから順番に説明いたします。
- (1) まあじは、本県には3,300トンの当初配分がございました。こちらを県の資源管理方針に基づきまして、概ね9割をこの表にあるように、令和2から令和4管理年度までの3か年の漁獲平均の平均値の比率をもって按分をいたしました。

まき網で言いますと71.8パーセント、その他漁業で言いますと28.2パーセントとなるんですが、これをそれぞれ按分しますと、まき網で2,200トン、その他については現行水準ということで、目安数量が800トン、県留保枠が300トンとなりました。まあじについては以上です。

3ページ目をお願いします。3ページ目の1番上,(2)まいわし対馬暖流系群ですが,本県においては現行水準ということで,具体的な数量は配分されておりません。例年通りです。知事管理漁獲可能量の配分としましては,全量を当該知事管理区分に配分するということで,県全体で現行水準を守りましょうといった内容となっております。

なお、この現行水準については目安数量が与えられるんですが、具体的な数量としま しては、2,443トンの目安数量が与えられております。 続きまして,(3)番(4)番のかたくちいわしとうるめいわしです。こちらについては,来年度からはステップアップ方式の1年目となりますので,本県に対しては対馬暖流系群の全体の数,かたくちいわしですと77,000トンの内数,うるめいわしについては44,000トンの内数という可能量が与えられております。

それぞれ各県に具体的な数量が与えられているわけではないので、知事管理漁獲可能量の配分方法としては全量を知事管理区分に配分します。数量設定としては、それぞれかたくちいわしでは77,000トンの内数、うるめいわしは44,000トンの内数という数字が与えられます。ただし、このステップアップ期間の1年目ですので、漁獲報告体制を作りましょうという1年間になりますので、これを超過しても採捕停止がかかることはありません。

最後に、今後の予定ですが、関係漁業調整委員会の方から答申をいただきまして、それをもって農林水産大臣に承認申請を行います。国から承認をいただければ、県ホームページ、そして公報にて公表しまして、令和6年1月から管理が開始されるという予定となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○阿久根議長

ただいま,執行部より説明がありましたが,委員の皆様でご意見,ご質問ございますか。はい,佐野委員。

○佐野委員

質問なんですけど、かたくちとうるめで、今度からTAC対象になってくるということなんですけど、1年目ということで、まだ各県に配分されず、県全体として77,000と44,000の内数という形で、よくわけのわからない可能量がとりあえず数字として出てきてるんですけど。これはちょっとこういう言い方したら語弊があるので、もし問題があれば議事録を作ってもらうときに削除してもいいと思うんですけど、これ採るだけ採ったらいいことにならないですかね。今後、どうせTACって実績主義で配分されてきてるということだから、こういうスタート時点でしっかり実績を作っていくっていうことが、将来の県の枠を確保することに繋がるのかなという気もするんですけど。

説明で言われた通り、これを超えない限りは何のペナルティもないということであれば、77,000や44,000を目標として、がんがん採っていっていいというようなふうに私は受けとめたんですが。県の見解はどうなんでしょう。言いにくいこともあるかもしれないけど、そう理解してもいいんでしょうか。

○阿久根議長

はい、執行部。

○保科技術主査

はい、回答します。ただいま委員が申し上げた考えは、誰しもがおそらく持つだろうというところで、水産庁からは釘を刺されております。明らかに実績作りのために過剰な漁獲努力は注ぐなと。自然に採っていて、量が多い分には構わないけれども、明らかに漁獲努力量を注いだ場合は、何かがあるというふうな話は聞いております。以上です。

○阿久根議長

暫時休憩します。

-休憩-

○阿久根議長

では再開いたします。他に委員の皆様方からご意見、ご質問ありますか。

特にないようですので、まあじ及びまいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流 系群、うるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における県知事管理漁獲可能 量の設定については、原案の通り漁獲可能量を定めることが適当である旨決定してよるしいですか。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

それでは、そのように答申することと決定します。

【議題4:まあじ、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5 管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について(報告)】

○阿久根議長

続きまして、まあじ、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する 令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の運用についてです。これは報告事項 です。県執行部より説明してください。

○水產振興課(保科技術主査)

はい。資料4に基づいて説明いたします。先ほど説明したのが令和6管理年度の話なんですが、今回は令和5管理年度であり、今年度の話です。

まず、めくっていただいて1ページ目にお願いします。変更理由ですが、対馬暖流系群を利用する関係県・関係団体の合意に基づきまして、国の留保枠から追加配分がありましたので、その追加配分を県の知事管理漁獲可能量に配分してきましたので、報告をさせていただくものです。

なお、12月1日に告示済みであることを申し添えます。

2番目の変更内容をお願いします。(1)まあじは、本県において3,500トンから3,900トンに、400トンの追加配分がございました。この合計3,900トンを先ほど説明したのと同様の県の資源管理方針に則って配分いたしましたところ、まき網については2,100トン。その他漁業については現行水準で目安数量1,400トン、県留保枠については400トンとなりました。

めくっていただいて 2ページ目をお願いします。 2ページ目が,まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群になります。こちらについては11,800トンのところが,13,000トンと,1,200トンの追加配分があったところです。

配分ルールについては、先ほど同様、県の資源管理方針の別紙に基づいて配分をしましたところ、まき網のまさば及びごまさば漁業では10,700トン、その他漁業では現行水準で目安数量1,000トン、県の留保枠としては1,300トンとなりました。以上で説明を終わります。

○阿久根議長

はい。これは報告事項でした。ご意見、ご質問ございませんか。

ありませんね。では、ご意見等がないようですので、この件につきましてはここまで といたします。

【その他】

○阿久根議長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様方から、何かありますか。 ないですね。

【閉会】

○阿久根議長

これをもちまして、第6回鹿児島海区漁業調整委員会を閉会いたします。今年も今日で委員会は終わりとなりました。今年は事務局にいたしましても10年に1回の漁業権の一斉更新や、また、不知火海における熊本県との数年に渡る調整案件も英断して、鹿児島県の漁業者のためによく事務局は頑張ってくれたなと思っております。

また,委員の皆様方におかれましては,この色々と山積した議案につきまして,忌憚のないご意見をいただき,本当にありがとうございました。

これをもちまして、今年の委員会は終わりますが、皆様方におかれましては、くれぐれもお風邪などひかぬよう、新しい良い年を迎えていただきますよう、祈念しまして、 閉会いたします。事務局からないですか。

- ○脇田事務局長 特にありません。
- ○阿久根議長はい,終わります。
- ○脇田事務局長

本日はどうもありがとうございました。これをもちまして,本委員会を終了いたします。お戻りの際は,お気をつけていただきたいと思います。

一令和5年12月18日(月)午後4時11分閉会一